

子高第 45-2 号
令和 3 年 5 月 21 日

各市町村介護保険主管課長
沖縄県介護保険広域連合事務局長
各市町村高齢者福祉担当主管課長 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

沖縄県内における新型コロナウイルスの感染拡大は、引き続き大変厳しい状況となっており、5月21日付けで新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象に加えられたところです。

本日付で県内の全介護サービス事業者等に別添のとおり通知いたしましたので、お知らせいたします。

※全介護サービス事業者への通知は、メールに加え F A X もありますので、到達までに時間がかかります。

担当：高齢者福祉介護課
介護指導班
電話：098-866-2214

子高第 45-2 号
令和 3 年 5 月 21 日

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

沖縄県緊急事態宣言の発出に伴う対応について

沖縄県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、5月21日付けで新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象に加えられたところです。(宣言期間：5月21日～緊急事態宣言終了まで(特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針：<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/koho/corona/210521.html>))

貴施設におかれましては、これまでも利用者及び職員の健康管理、感染拡大防止対策の徹底に取り組まれていると存じますが、再度、当該取組を徹底していただくとともに、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

警戒レベル第4段階の具体的実施内容(沖縄県対処方針) 抜粋

4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。
②通所・短期入所サービス利用者	○ 感染防止値策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	○ 感染防止値策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
④訪問サービス利用者	○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	○ 原則、中止を要請。

沖縄県高齢者福祉介護課
098-866-2214